

維持管理計画

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

本PCB処理施設における維持管理値とは、「法律等において定められている規制基準又は国の通知等で設定された数値」とし、施設の運転はこの維持管理値内で行い、維持管理値を超える場合または超えると予測される場合には施設の停止等必要な措置を講ずるものとする。

本施設の各項目における維持管理値を 表1 に示す。

表1における排気中のPCB濃度に係る基準としては、昭和47年に環境庁が示した暫定排出許容限界があり、液状PCBの処理施設の場合、平均 $0.1\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ 、最大 $0.15\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ とされている。本施設では、PCBに係る維持管理値について、この暫定排出許容限界を参考として最大 $0.1\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ と自主設定し、オンラインモニタリングによる常時監視を行い、維持管理値内での運転管理を行っていく考えである。運転管理方法を記載した運転管理マニュアルを整備し、適切な運転管理を行なうものとする。

表1 施設の維持管理値

(1) 排気

項目	維持管理値	備考
PCB	$0.1\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ 以下	-
窒素酸化物	150ppm以下 (排ガス中の酸素濃度5%換算値)	大気汚染防止法
ばいじん	$0.05\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下	大気汚染防止法

(2) 排水

放流水(用役排水・生活排水・雨水排水が合流した排水)について測定します。

項目	維持管理値	備考
PCB	$0.003\text{mg}/\text{L}$ 以下	下水道法
ダイオキシン類	$10\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 以下	-

注1)放流を前提として定めた数値ではなく、排水に混入していないことを確認するための数値を示す。

(3) 騒音(敷地境界)

項目	維持管理値			備考
	朝・夕	昼間	夜間	
騒音 (敷地境界)	60dB以下	65dB以下	55dB以下	騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準

(4) 振動(敷地境界)

項目	維持管理値			備考
	朝・夕	昼間	夜間	
振動 (敷地境界)	65dB以下		60dB以下	振動規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準

(5) 悪臭

1) 排気口

項目	維持管理値	備考
許容臭気排出強度	$25 \times 10^6\text{Nm}^2/\text{min}$ 以下	悪臭防止法における排出口基準

2) 敷地境界

項目	維持管理値	備考
臭気指数	10以下	悪臭防止法第4条の規定に基づく敷地境界基準
アセトアルデヒド	0.05ppm以下	
トルエン	10ppm以下	

2. 測定頻度

測定頻度については、下表のとおり実施とします。

(1) 排気

排出場所	項目	測定頻度	分析方法	オンラインモニタリング
ボイラ	窒素酸化物	年2回	公定法	無し
	ばいじん	年1回	公定法	無し
排気口	P C B	年2回	公定法	有り
	ダイオキシン類	年2回	公定法	無し
	塩化水素	年2回	公定法	無し
	ベンゼン	年2回	公定法	無し

(2) 排水

排出場所	項目	測定頻度	分析方法
敷地境界 出口付近 (汚水及び 雨水)	P C B	年1回	公定法
	ダイオキシン類	年1回	公定法

(3)-1 悪臭

排出場所	項目	測定頻度	分析方法
排気口	許容臭気排出強度	年1回	公定法
	アセトアルデヒド	年1回	公定法
	トルエン	年1回	公定法

(3)-2 悪臭

排出場所	項目	測定頻度	分析方法
敷地境界	臭気指数	年1回	公定法
	アセトアルデヒド	年1回	公定法
	トルエン	年1回	公定法

(4) 騒音

測定場所	項目	測定頻度	分析方法
事業地 敷地境界	騒音	年1回	公定法

(5) 振動

測定場所	項目	測定頻度	分析方法
事業地 敷地境界	振動	年1回	公定法